

第二期中央区職員障害者活躍推進計画の策定について（概要版）

1 計画策定における基本的事項

- ① 計画の位置づけ：障害者雇用促進法第7条の3第1項に基づき策定する計画
- ② 策定主体：区長・議会議長・選挙管理委員会・代表監査委員・教育委員会
- ③ 計画期間：令和8年度から令和12年度まで（5年間）
- ④ 公表等：計画をHPに掲載するとともに、毎年取組の実施状況を点検、公表

2 第一期計画の目標に対する達成状況

①採用面

未達成

目標 障害者雇用率3.00%
以下、参考法定雇用率
(R7.4現在) : 2.80%
(R8.7以降) : 3.00%

中央区の雇用率
(R7.6現在) : 2.49%

②定着面

概ね達成

目標
採用1年後の定着率100%

達成状況
(中央区の定着率)
R4~R6は100%
R3およびR7は各1名退職あり

③働きやすさと

概ね達成

障害者理解に関する面
目標

アンケート調査結果における肯定的な割合が前年の数値を上回ること
達成状況

- 1.働きやすさ
R3:53.4%、R7:73.1%
- 2.障害者理解
R3:40.0%、R7:51.6%

3 第二期計画の目標と課題

①採用面 目標 計画最終年度の雇用率 3.0%
課題 職場への支援や受け入れ面などの職場環境

②定着面 目標 採用1年後の定着率 100%
課題 中長期的な定着につながる支援

③働きやすさと障害者理解に関する面

目標 毎年障害のある職員に対して実施するアンケート調査結果について、肯定的な割合が以下の目標割合を達成すること

(目標割合) ・働きやすさ R8～R11：前年度を上回る R12：80.0%
・障害者理解 R8～R11：前年度を上回る R12：70.0%

課題 障害者理解に関するアンケート調査結果の割合

4 目標達成に向けた取組

①障害のある職員への支援強化
・新規採用時における個別研修の導入
・民間事業者活用による相談体制の充実
・支援機関との連携強化 等

②職場への支援強化
・プロフィールシートを適切に活用した情報共有
・職員課研修健康係福祉職の相談対応の活用
・業務創出、選定コンサル委託の活用 等

③全職員の障害に対する理解促進
・合理的配慮に関する研修について、職層の拡大や内容の充実を図る。
・東京労働局等が主催する外部研修について、積極的に参加を促す。 等